ハ　平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額に満たない場合　イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

四　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　ロ及びハに掲げる場合以外の場合　平成二十四年度の概算後期高齢者支援金の額の百分の九に相当する額

ロ　平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額を超える場合　イに定める額に、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ　平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たない場合　イに定める額から、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

五　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　ロ及びハに掲げる場合以外の場合　平成二十四年度の概算後期高齢者支援金の額の百分の九に相当する額

ロ　平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額を超える場合　イに定める額に、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

ハ　平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たない場合　イに定める額から、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

六　病床転換支援金の額から、当該額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額の百分の九に相当する額

七　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　ロ及びハに掲げる場合以外の場合　平成二十四年度の概算納付金の額の百分の九に相当する額

ロ　平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金の額を超える場合　イに定める額から、その超える額とその超える額に係る調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ　平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金の額に満たない場合　イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

八　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　ロ及びハに掲げる場合以外の場合　平成二十四年度の概算前期高齢者交付金の額の百分の九に相当する額

ロ　平成二十二年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超える場合　イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ　平成二十二年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額に満たない場合　イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

第四条　前条第一項の規定は、平成二十五年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村に対して負担する額について準用する。この場合において、前条第一項中「平成二十四年度に」とあるのは「平成二十五年度に」と、同項第二号から第五号まで、第七号及び第八号中「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、「平成二十二年度」とあるのは「平成二十三年度」と読み替えるものとする。

2　前条第二項の規定は、一部負担金軽減市町村等に対する前項において準用する同条第一項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第一号」とあるのは、「次条第一項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

3　前条第三項の規定は、平成二十五年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額について準用する。この場合において、前条第三項中「平成二十四年度に」とあるのは「平成二十五年度に」と、「総額から、平成二十二年度の基準超過費用額（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民健康保険法第七十条第三項に規定する基準超過費用額をいう。）の百分の九に相当する額の総額を控除した額」とあるのは「総額」と、同項第一号中「第一項第一号に掲げる額（前項」とあるのは「次条第一項において準用する第一項第一号に掲げる額（同条第二項において準用する前項」と、同項第二号から第五号まで、第七号及び第八号中「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、「平成二十二年度」とあるのは「平成二十三年度」と読み替えるものとする。

（地方財政法の一部改正）

第五条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

第六条　地方財政法の一部を次のように改正する。

第十一条の二ただし書中「減額に係るもの」の下に「及び所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して行うもの、高額医療費共同事業に要する費用に充てるための拠出金の納付に要する経費のうち都道府県の負担に係るもの」を加える。

第三十七条を削り、第三十八条を第三十七条とし、第三十九条を第三十八条とする。

（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条に次の一項を加える。

2　平成二十二年度につき改正前国保法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であって平成二十四年度において前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国保法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対する前項の規定の適用については、同項後段中「第七十条第五項第二号」とあるのは、「第七十条第三項中「前二項」とあるのは「国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十八号）附則第三条第一項及び第二項」と、「百分の三十四」とあるのは「百分の三十二」と、同条第五項第二号」とする。

（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による改正後の医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定は、平成二十四年三月一日以後に行われた療養の給付並びに同年四月一日以後に支給された入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用並びに平成二十四年度の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに同年度の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金について適用し、同年三月一日前に行われた療養の給付並びに同年四月一日前に支給された入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用並びに平成二十三年度以前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに同年度以前の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦